

## 三重県森林審議会森林保全部会の審議状況報告について

1 審議会等の名称	三重県森林審議会 令和元年度 第1回森林保全部会
2 開催年月日	令和2年3月24日(火)
3 委員	【部会長】三重大学 教授 中井毅尚 他6名
4 諮問事項	南伊勢町地内における太陽光発電施設用地の造成に係る林地開発許可申請について
5 審議結果	<p>太陽光発電施設用地の造成に係る南伊勢町地内の森林における林地開発許可申請について、「災害の防止」「水害の防止」「水の確保」「環境の保全」の基準に基づき審議した結果、次のとおり答申がとりまとめられました。 (令和2年5月8日付け答申)</p> <p>クラウドバンク・エナジー発電事業1号合同会社による南伊勢町地内における林地開発許可申請については、次の事項に留意し、対応する必要があります。</p> <p>(1) 地元自治体等との協議事項を遵守し施工すること。</p> <p>(2) 当該開発行為地で計画されている盛土工は高盛土や長大斜面が含まれることもあるため、十分な施工管理を行い以下の対応をとること。</p> <p>① 土砂地すべり等の土砂流出対策について切取盛土工等を慎重な施工のうえ、現地の状況の変化に注意し、必要な場合は経過観察を行うなどの確な対応をすること。</p> <p>② 地盤改良等の軟弱地盤対策について、現地の状況により柔らかいと判断される箇所強度判定を行い、地盤改良を行うこと。</p> <p>③ その他の排水対策等においても、現地の状況の変化に注意し、現地に適合した対応をとること。</p> <p>(3) 開発行為地は風倒木の発生する恐れがあるため、施工中はもとより、施工後においても風倒被害により残地及び造成森林の林帯幅が減少した場合は、南伊勢町との「残置または造成する森林の維持管理に関する協定書」を遵守し植栽等により残置及び造成森林の維持管理を適切に行うこと。</p> <p>(4) 当該開発行為地で計画されている切取盛土の土工量は、その規模は大きく、洪水調整池には基準に基づく土砂の堆砂機能が設けられているため、堆積土砂や補足された流木等の除去を実施し、土砂堆砂機能が適正に発揮されるように維持管理を行うこと。</p>
6 林地開発許可	令和2年5月11日付けで許可処分
7 備考	

1 審議会等の名称	三重県森林審議会 令和2年度 第1回森林保全部会
2 開催年月日	令和2年6月29日(月)
3 委員	【部会長】三重大学 教授 中井毅尚 他4名
4 諮問事項	津市一志町波瀬地内における太陽光発電施設用地の造成に係る林地開発許可申請について
5 審議結果	<p>津市一志町波瀬地内における太陽光発電施設用地の造成に係る林地開発許可申請について、「災害の防止」「水害の防止」「水の確保」「環境の保全」の基準に基づき審議した結果、次のとおり答申がとりまとめられました。</p> <p>(令和2年7月31日付け答申)</p> <p>合同会社サクシード津波瀬による津市一志町波瀬地内における林地開発許可申請については、次の事項に留意し、対応する必要があります。</p> <p>(1) 当該開発行為地で計画されている盛土工は高盛土や長大斜面が含まれることもあるため、十分な施工管理を行い以下の対応をとること。</p> <p>① 地盤改良等の軟弱地盤対策について、ボーリング調査結果等の資料のみでなく、施工箇所の状況により土壌試験し、適正な配合により地盤改良を行うこと。また、改良土により法面の種子吹付、植栽工等の緑化が阻害されないような対策をとること。</p> <p>② 盛土の締固めの一層の厚さは30cmを基準として行い、完成後の盛土が沈降しないように慎重に施工すること。また、表面浸食を抑止するため盛土法面は早期緑化し、植生の根による緊縛力の確保を図ること。</p> <p>③ 盛土内に浸透した水は、暗渠施設で処理されるほか、盛土内に滞留する場合があるので、盛土の含水状況に気を付け、かつ、施工中は盛土にすべりや崩壊などの変状が無いか常に注意し、必要な場合は現地に適合した排水対策等の対応をとること。</p> <p>(2) 洪水調整の検討において、基準に基づき開発行為地の面積の100倍の流域面積となる箇所を最下流としてその流下能力を判断しているが、上流にダムがある場合、ダム放流量の考慮を検討すること。</p> <p>(3) 残置森林の造成地側に存する林縁部の樹木(樹高15m程度)は、造成により直接風を受けることになり、風倒木の発生する恐れがあるため、残置森林の整備等による風倒被害の抑止を図るなど森林の適正な管理に努めること。また、行為完了後も津市との「残置または造成する森林の維持管理に関する協定書」を遵守し、被害等が発生した際は植栽等により残置及び造成森林の維持管理を適切に行うこと。</p>
6 林地開発許可	令和2年7月31日付けで許可処分
7 備考	

## 林地開発許可申請の概要

### 1 林地開発行為に係る森林の所在場所

度会郡南伊勢町迫間浦字地極谷1164-1 外3筆

### 2 開発行為の目的

工場・事業場用地の造成（太陽光発電施設用地の造成）

### 3 申請面積（林地開発行為に係る森林の土地の面積）

11.9803 ヘクタール

参考 林地開発行為をしようとする事業区域面積

19.9793 ヘクタール

### 4 申請者の住所氏名

東京都港区六本木七丁目4番4号

クラウドバンク・エナジー発電事業1号合同会社

代表社員 株式会社 ブルーキャピタルマネジメント

職務執行者 原田秀雄

## 林地開発許可申請の概要

## 1 林地開発行為に係る森林の所在場所

津市一志町波瀬字岩ノ谷 3 3 8 0 外 2 字 外 2 6 0 筆

## 2 開発行為の目的

工場・事業場の設置（太陽光発電施設）

## 3 申請面積（林地開発行為に係る森林の土地の面積）

4 2 . 2 7 8 2 ヘクタール

参考 林地開発行為をしようとする事業区域面積

7 6 . 7 2 1 4 ヘクタール

## 4 申請者の住所氏名

鈴鹿市高岡町 6 5 4 番地の 1

合同会社サクシード津波瀬

代表社員 株式会社サクシードインベストメント

職務執行者 瀬古 恭裕